

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	白糠町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shiranuka.lg.jp/section/kikaku/h8v21a0000000whp.html

執行機関名 白糠町長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白糠町不妊治療費助成事業実施要綱による不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	98	
③ 番号法別表第2の項	120	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白糠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第7の項、別表第2 第7の項 白糠町不妊治療費助成事業実施要綱による不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	白糠町不妊治療費助成事業実施要綱 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>保険適用外の体外受精、顕微授精及び特定不妊治療に至る過程の男性不妊治療並びに保険適用外の人工授精に要する費用を一部助成することにより、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、少子化対策の一環として、不妊治療を行う夫婦の精神的負担及び経済的負担を軽減することを目的とする。</u>
⑦ 独自利用事務の関連規範		白糠町不妊治療費助成事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 3 項 1 号	白糠町不妊治療費助成事業実施要綱 第6条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	不妊治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 3 項 1 号 ハ	白糠町不妊治療費助成事業実施要綱 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者、当該患者の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	助成を受けようとする者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 3 項 1 号 ニ	白糠町不妊治療費助成事業実施要綱 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者(児童福祉法第六条第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)若しくは支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	助成を受けようとする者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		